

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成三十年二月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年十月六日奈良県指令建第一〇〇一九六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年二月五日建第九一〇九号
公共施設に関する工事の検査済証 平成三十年二月五日建第五四〇三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字南郷八六三番一、八六四番一〇、八八八番一及び八八八番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡広陵町大字南郷八六二番地一

ベリーハウス株式会社 代表取締役 岸本英男

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡広陵町大字南郷八六三番一、八六四番一〇、八八八番一及び八八八番二の各一部

下水道 北葛城郡広陵町大字南郷八六三番一、八六四番一〇、八八八番一及び八八八番二の各一部